

審 第 6 4 2 号
答 申 第 3 0 3 号
令和5年5月30日

千葉県知事 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年2月24日付け政法第〇〇号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第281号

令和3年1月21日付けで審査請求人から提起された、令和2年11月26日付け政法第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和2年11月26日付け政法第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年10月22日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私（請求者）が行った行政書士法第14条の3第1項の規定に基づく行政書士〇〇（登録番号：〇〇号、住所：千葉県〇〇）に対する〇〇年〇〇月〇〇日付け『措置請求』に関する一切の文書、但し、私（請求者）が提出（送付）をした各文書のうち、收受印の押印部分以外並びに県が私（請求者）に交付した文書は除く。なお、当該一切の文書とは、対象行政書士並びに千葉県行政書士会外に交付した文書及びそれらより徴取した報告書（証拠物を含む。）は固より、起案用紙並びに審査（審理）に関する議事録、若しくはそれに類するものを含む。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、令和2年11月6日付け政法第〇〇号により自己情報部分開示決定（以下「本件当初決定」という。）を行ったが、開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の件名欄に不備があったため、令和2年11月26日付け千葉県政法達第〇〇号（以下「本件取消決定」という。）により取り消し、改めて「措置整理票」（以下「本件文書1」という。）、「措置請求書の受領について」（以下「本件文書2」という。）、「措置請求に対する上申書（2）の受領について」（以下「本件文書3」という。）、「措置請求に対する上申書（3）の受領について」（以下「本件文書4」という。）、「措置請求に対する上申書（4）の受領について」（以下「本件文書5」という。）、「措置請求に対する上申書（5）の受領について」（以下「本件文書6」という。）、「措置請求に対する上申書（6）の受領について」（以下「本件文書7」という。）、「措置請求に対する意見書の受領について」（以下「本件文書8」という。）、「措置請求に対する上申書（7）の受領について」（以下「本件文書9」という。）、「通告

書の收受について」（以下「本件文書10」という。）、「行政書士法第14条の3第2項の規定による調査の結果について（案件〇〇）」（以下「本件文書11」という。）及び「対象行政書士に対する具体的な調査内容等に係る文書一式」（以下「本件文書12」という。）に記録された個人情報をも特定し本件決定を行った。

(3) 審査請求人は、本件当初決定及び本件決定に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和3年1月21日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年2月24日付け政法第〇〇号-1で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

(ア) 原処分を取消しを求める。

(イ) 対象行政書士の住所、措置請求票中の立入検査実施日及びてん末の一部並びに伺い中の記載の一部、措置請求票中の請求の内容（概要）及び措置請求に係る検討記録、対象行政書士に対する具体的な調査内容等に係る文書一式を開示せよ。

イ 本件審査請求の理由

実施機関は本件開示請求に対しては、本件当初決定において、①に、対象行政書士の住所については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものが含まれているため、条例第17条第2号に該当するという。しかしながら、対象行政書士の住所は、審査請求人が当該対象行政書士〇〇（以下「当該対象行政書士」という。）を相手方被告として提起をした〇〇地方裁判所〇〇年（〇〇）第〇〇号〇〇事件（以下「本件〇〇事件」という。）において、当該対象行政書士が「答弁書」をもって、既に、公にされていることから、第17条第2号の除外規定となる「イ」に該当し、開示対象文書となるものである。次いで、②に、措置整理票中の立入検査実施日及びてん末の一部並びに伺い中の記録の一部については、当該対象行政書士に対する県の具体的な調査に関する情報で、これらの情報の記載の有無にかかわらず、一般に当該対象行政書士にとって信用低下につながるおそれがあり、当該対象行政書士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれているため、条例第17条第3号に該当するという。しかしながら、実施機関は、当該「伺い」がどの文書であるのかを特定し

ておらず、審査請求人は、具体的な不服申立てが行えないことによって、当該非開示理由には、理由不備の違法が存するものなのである。なお、本件措置請求は、既に、完了し、もって、当該対象行政書士には違法が存しないと判断することから、当該対象行政書士においては侵害される権利利益は不存であることはいうまでもない。さらに、③に、措置整理票中の請求の内容（概要）及び措置請求に係る検討記録については、県の担当者が措置請求の内容のどの部分に法的な問題があるのかを検討した上でまとめたものであり、これらを開示すると将来の同種事案の処理においてあらかじめ対象行政書士が対策を講じることにより適切な調査が阻害されるなどし、県が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれているため、条例第17条第6号に該当するという。しかしながら、当該第6号とは、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を規定するところ、実施機関は、措置整理票中の請求の内容（概要）及び措置請求に係る検討記録のどの部分が当該第6号に該当するのかを特定しないことは固より、当該第6号にいう次に掲げる「イ」ないし「へ」のどれに該当するのかを特定しないことによって、審査請求人は、具体的な不服申立てが行えないことから、当該非開示理由には、理由不備の違法が存するものなのである。なお、措置整理票中の請求の内容（概要）及び措置請求に係る検討記録を開示しても、以後、県が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすことがないことはいうまでもない。最後に、④に、当該対象行政書士に対する具体的な調査内容等に係る文書一式については、調査内容はもとより調査の期間、頻度等に関する情報のいずれについても、当該対象行政書士の信用低下につながるおそれがあり、当該対象行政書士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれている（3号）とともに、これらの情報が開示されると、県の担当者が懲戒処分についての意見を決定するに当たり問題視していた事項が明らかとなり、将来における同種事案の処理においてあらかじめ対象行政書士が対策を講じることにより適切な調査が阻害されるなどし、県が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれているため、条例第17条第6号に該当するという。しかしながら、本件についても、前掲同様、具体的文書が特定されていないことはもとより、仮に、非開示情報が記載されていたとしても、当該非開示情報部分のみを非開

示とすれば足りるところ、実施機関はその全てを非開示情報とするのであるから、本件非開示決定は、条例の趣旨に反した違法が存するものである。なお、本件措置整理票中の請求の内容（概要）及び措置請求に係る検討記録においても非開示情報が不存なことは、前掲主張と同様である。

ところで、実施機関は、本件当初決定の通知書には「開示請求に係る個人情報記録する行政文書の件名欄の提示に不備があるため、これを取り消す。」として、本件決定をもって、その不備を補正するところ、当該不備とは、開示部分の変更ではなく、不開示理由の補充であり、本件決定通知書は、条例第22条第1項本文に規定する「開示請求があった日から15日以内」を徒過する違法な決定として、結局、実施機関は、本件非開示情報を開示する義務を負うものである。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 実施機関は、当該対象行政書士の住所は、審査請求人と当該対象行政書士との間の訴訟において、当該対象行政書士の住所が答弁書に記載されて裁判所に提出されたことは、裁判所を介して訴訟当事者間で当該情報が共有されたことを意味するにとどまり、これをもって当該情報が法令等の規定により又は慣行として公にされたことを意味しないという。しかしながら、民事訴訟法第133条第2項は、「訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。」旨を規定し、その第1号として「当事者及び法定代理人」を特定するところ、当該当事者とは、「氏名」及び「住所」又は「居所」あるいは「就業場所」であり、このことは、答弁書においても同様なのである。そして、裁判所の事件記録とは、同法第91条第1項の規定により、何人でも閲覧でき得ることから、たとえ、個人情報であっても、訴訟当事者の住所は、法的保護を必要としない行政情報なのである。なお、当該住所がいかなる住所か不明であるところ、当該対象行政書士が登録する住所地であれば、それは事業を営む個人の当該事業に関する情報として、開示対象情報となることはいうまでもない。

イ 実施機関は、本件文書3ないし8における「伺い」等々につき、「当該対象行政書士に対する県の具体的な調査に関する情報で、一般に当該対象行政書士にとって信用低下につながるおそれがある情報が含まれているため、開示することはできない。」という。しかしながら、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、開示対象情報であることに鑑みれば、それを非開示とするには、該当する情報を開示することにより侵害される権利利益を具体的に明示することを要するところ、実施機関は、

一般として括り、かつ、どのように信用低下につながるのかを説示しないのであるから、結果的に、理由不備（欠缺）により、開示する義務を負うものなのである。

ウ 実施機関は、本件文書1中の「請求の内容(概要)」等々につき、「これらを開示すると将来の同種事案の処理においてあらかじめ対象行政書士が対策を講じることにより適切な調査が阻害されるなどし、県が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている」という。しかしながら、懲戒処分に係る事務とは、特別なノウハウを用いるのではなく、法令等の規定に照らし、適切に行う公務であることに鑑みれば、その手続や内容を特定の行政書士が知り得たとしても、それにより、当該行政書士が懲戒を逃れるなど考えられず、実施機関の説示は、何ら根拠に乏しく、理由の不備（欠缺）と言わざるを得ない。

エ 実施機関は、本件文書11中の「措置請求に係る検討項目部分（5頁から8頁）」等々につき、条例第17条第6号柱書に該当するという。しかしながら、『柱書』とは、法律の条文中に、第1号、第2号などの『号』の箇条書きで列挙した記述がある場合、『号』以外の部分を指すことから、これを本件（第6号）についてみると、その柱書は「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ」を特定し、これを非開示理由とする場合には、「各号列記部分」に該当する「イ」ないし「へ」を特定することを要するところ、実施機関は、それを特定（明記）しないのであるから、当該部分に係る非開示決定は、理由不備により、開示を余儀なくされる行政情報なのである。

オ 実施機関は、本件当初決定は、本件取消決定により取り消されているため、（審査請求人の）主張の前提を欠くという。しかしながら、情報公開制度における決定（処分）の取消しが適法か否かは別にして、行政処分における取消しとは、当該処分が最初からなかったもの、あるいは、その時点において消滅するものであることに鑑みれば、本件当初決定が取り消される場合には、実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条に規定する「開示請求があった日から15日以内」に開示等の決定をしない作為義務違反となり、本件における非開示情報はその全ての開示を余儀なくされる行政情報となるのである。なお、実施機関は本件当初決定の取消しと同時に、本件決定を行ったところ、本件決定とは、本件当初決定の変更ではなく、別途、独立をした決定（処分）であることから、たとえ、本件決定の趣旨が適法・適正な処分であったとしても、当

該15日の期間を従過した時期に遅れた違法・不当な決定（処分）として、結局は、本件開示請求は、適法な処分の欠缺となり、結果において、実施機関は、対象情報（文書）の全てを審査請求人に開示する義務を負うものなのである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件当初決定及び本件決定に対する審査請求は、これを却下し、及び棄却することが相当である。

(2) 事案の概要

実施機関は、本件当初決定を行ったところ、開示実施手続の際の審査請求人からの指摘もあり精査した結果、本件当初決定には、「開示請求に係る個人情報記録する行政文書の件名」欄が一覧の形で記載されていない不備及びこれに伴い「開示しない部分及び開示しない理由」の記述に不明確な箇所があることが判明した。

そこで、実施機関は、審査請求人の不服申立て等の便宜に資するため、本件取消決定で「開示請求に係る個人情報記録する行政文書の件名欄の提示の不備があった」として本件当初決定を職権で取り消すとともに、当該不備を修正した内容で改めて本件決定を行ったところである。

以上の経緯を経て、審査請求人より本件審査請求がなされたところである。

(3) 処分の内容

本件決定は前記2(2)のとおりである。

(4) 弁明の内容

ア 本件文書1中の当該対象行政書士の住所の開示理由について

審査請求人は、本件文書1中の当該対象行政書士の住所は、審査請求人が当該対象行政書士を相手方被告として提起をした本件〇〇事件において、当該対象行政書士が答弁書をもって、既に公にされていることから、条例第17条第2号の除外規定となる同号イに該当し、開示対象文書になるものと主張する。

前記審査請求人の主張を検討すると、条例第17条第2号イは「法令等の規定により又は慣行として公にされ…ている情報」と規定しているところ、審査請求人と当該対象行政書士の間の訴訟において、当該対象行政書士の住所が答弁書に記載されて裁判所に提出されたことは、裁判所を介して訴訟当事者間で当該情報が共有されたことを意味するにとどまり、これ自体をもって当該情報が法令等の規定により又は慣行として

公にされたことを意味しないため、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の答弁書をもって既に公にされているという主張には理由がない。

イ 本件文書3から本件文書8まで中の伺いの特定について

審査請求人は、「措置整理票中の立入検査実施日及びてん末の一部並びに伺い中の記録の一部」のうち「伺い」はどの文書であるのか特定がなされておらず、審査請求人は具体的な不服申立てが行えないため、理由不備の違法があると主張する。

前記審査請求人の主張を検討すると、本件決定別紙2では、「開示請求に係る個人情報記録する行政文書の件名」及びそのうちの「開示しない部分」の欄を設け、本件文書3から本件文書8までの「伺い中の記載の一部」と明示しているところであり、これら各対象文書中の「伺い」であるとの特定はなされているため、審査請求人の特定がなされていないという主張には理由がなく、理由不備の違法はない。

ウ 本件文書1中の請求の内容（概要）及び本件文書11中の措置請求に係る検討項目部分（5頁から8頁）の特定及び不開示理由について

審査請求人は、本件決定別紙中の「措置整理票中の請求の内容（概要）及び措置請求に係る検討記録」のどの部分が条例第17条第6号に該当するのか特定していないことに加え、同号イからへまでのいずれに該当するのかも特定しておらず、審査請求人は具体的な不服申立てが行えないため、理由不備の違法があると主張する。

前記審査請求人の主張を検討すると、本件決定別紙2では、「開示請求に係る個人情報記録する行政文書の件名」及びそのうちの「開示しない部分」の欄を設け、具体的に対象文書及びそのうちの不開示部分を明示しているところであり、特定はなされている。

また、本件文書1中の請求の内容（概要）及び本件文書11中の措置請求に係る検討項目部分（5頁から8頁）の不開示理由については、本件決定別紙2の「開示しない理由」の欄において、いずれも条例第17条第6号柱書に該当する旨の特定をしている。

したがって、対象文書及び不開示理由の特定がなされていないという審査請求人の主張には理由がなく、理由不備の違法はない。

エ 本件文書12の特定及び不開示について

審査請求人は、本件当初決定別紙中の「対象行政書士に対する具体的な調査内容等に係る文書一式」について、具体的文書が特定されていないことに加え、その全てが不開示とされたため、条例の趣旨に反した違法が存する旨主張する。

審査請求人が主張する「対象行政書士に対する具体的な調査内容等に係る文書一式」は、本件文書12に相当するところ、当該対象行政書士に対する具体的な調査内容等の情報は、これを開示することにより、当該対象行政書士の信用の低下を招き、当該対象行政書士の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、県が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることに加え、これら具体的な調査内容等が記載された行政文書の量や件名等についても、これを明らかにすることにより、行われた調査の内容や頻度等が推測され、当該対象行政書士の信用の低下を招き、当該対象行政書士の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

以上より、当該対象行政書士に対する具体的な調査内容等に係る行政文書については、その記載された情報の内容が条例第17条第3号イ及び第6号柱書に該当するのみならず、当該行政文書の量や件名を明らかにすること自体が条例第17条第3号イに該当するため、不開示としたものであって、審査請求人の条例の趣旨に反した違法が存するという主張には理由がない。

オ 本件決定の期限徒過について

審査請求人は、本件決定が本件当初決定に係る自己情報開示請求があった日から見て、条例第22条第1項本文の「開示請求があった日から15日以内」を徒過する違法な決定であるため、前記アからエまでの本件文書のうちの不開示部分を開示する義務を負うと主張する。

しかしながら、本件当初決定と本件決定は、いずれも審査請求人からの自己情報開示請求に応答するものであるが別個独立の行政処分であるところ、本件当初決定は、審査請求人からの自己情報開示請求があった日である令和2年10月22日から15日目に当たる同年11月6日の前日になされており、条例第22条第1項の期限徒過の違法はない。

一方、本件決定は、期限内になされた本件当初決定を前提として、本件当初決定に、「開示請求に係る個人情報記録する行政文書の件名」欄が一覧の形で記載されていない不備及びこれに伴い「開示しない部分及び開示しない理由」の記述に不明確な箇所があることが判明したことから、これらの不備を修正し正確に告知することにより審査請求人の不服申立て等の便宜に資するため、本件当初決定を職権で取り消した上で行ったものであり、このように、自己情報開示請求に対し、当初の不開示決定の当否を検討し、より相当な内容で決定を行うことは条例第22条第1項に違反するものではない。

以上より、本件決定には、条例第22条第1項の期限を徒過する違法ではなく、前記アからエまでの本件文書のうちの不開示部分を開示する義務を負うという審査請求人の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件当初決定の取扱いについて

本件当初決定は本件取消決定において取り消されている。したがって、本件当初決定に対する審査請求は不適法なものであるので、却下されるべきであると認められるから、審議会は本件当初決定の妥当性については判断しない。

(2) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおり、本件開示請求に係る個人情報を特定して、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は前記3(1)アのとおり、本件決定を取り消して、不開示部分の情報をすべて開示するとの裁決を求めているので、以下、検討する。

(3) 不開示情報について

本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、別表のとおりである。

なお、本件文書2、本件文書9及び本件文書10においては不開示とされた情報はない。

(4) 本件文書1の不開示情報について

ア 本件文書1で不開示とされた情報は「対象行政書士の住所」、「請求の内容(概要)」及び「立入検査実施日及びてん末の一部(1頁から2頁)」である。

イ 「対象行政書士の住所」について

a 実施機関は当該情報について、条例第17条第2号に該当すると主張するので、以下、検討する。

b 審議会で見分したところ、当該情報は審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第17条第2号に該当する。

審査請求人は前記3(1)イのとおり、当該情報が同号ただし書イに該当すると主張するが、審議会で見分したところ、当該情報が公になっているというまでの事実は認められず、同号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められず、不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ウ 「請求の内容（概要）」について

実施機関は当該情報について、条例第17条第6号柱書に該当すると主張するので、以下、検討する。

審議会で見分したところ、当該情報は措置請求に係る事実関係及び措置請求の内容を実施機関がどの部分に法的な問題があるかを検討した上で簡潔にまとめたものであると認められる。当該情報が開示されると、措置請求を受けた実施機関において情報の取捨の状況や具体的な着眼点が明らかになることにより、懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第17条第6号柱書に該当するため、実施機関の決定は妥当である。

エ 「立入検査実施日及びてん末の一部（1頁から2頁）」について

(ア) 実施機関は当該情報について、条例第17条第3号イに該当すると主張するが、審議会で見分したところ、当該情報は措置請求に係る調査の手續に関する情報であると認められるので、職権により、同条第6号イ該当性について、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、当該情報は当該対象行政書士に対する県の具体的な調査の実施状況に関する情報であり、当該情報が開示されると、立入検査の実施の有無や、調査を経て処分に至る手續の手續、資料入手の有無、頻度等が明らかになり、実施機関の行う措置請求事務の性質上、正確な事実の把握を困難にし、措置請求に係る調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第17条第6号イに該当するため、実施機関の決定は結論において妥当である。

(5) 本件文書3、本件文書4、本件文書5、本件文書6、本件文書7及び本件文書8の不開示情報について

ア 本件文書3～8の不開示情報について、実施機関は条例第17条第3号イに該当すると主張するが、審議会で見分したところ、当該情報は措置請求に係る実施機関の調査についての調整等の情報であると認められるので、職権により、条例第17条第6号イ該当性について検討する。

イ 当該情報は審査請求人から提出された上申書等についての対応に係る起案文の「伺い中の記載の一部」であり、当該情報が開示されることにより、措置請求に係る調査に関する検討状況等が明らかとなり、実施機関の行う措置請求事務の性質上、正確な事実の把握を困難にし、措置請求に係る調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、条例第17条第6号イに該当するため、実施機関の決定は結論において妥当である。

(6) 本件文書11の不開示情報について

ア 本件文書11の不開示情報について、実施機関は条例第17条第6号柱書に該当すると主張するが、審議会で見分したところ当該情報は措置請求に係る調査の結果等をまとめた情報であると認められるので、職権により、同条第6号イ該当性について、以下、検討する。

イ 当該情報が開示されることにより、措置請求に係る調査についての着眼点や処分の検討に至る手順等の情報が開示されることとなり、実施機関の行う措置請求事務の性質上、実施機関の正確な事実の把握を困難にし、措置請求に係る調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第17条第6号イに該当するため、実施機関の決定は結論において妥当である。

(7) 本件文書12の不開示情報について

ア 本件文書12は「対象行政書士に対する具体的な調査内容等に係る文書一式」であり、全て不開示とされており、実施機関は条例第17条第3号イ及び同条第6号柱書に該当すると主張するが、審議会で見分したところ当該情報は措置請求に係る調査の内容についての詳細な情報であると認められるので、職権により、同条第6号イ該当性について、以下、検討する。

イ 当該情報が開示されることにより、措置請求に係る調査についての着眼点や情報収集状況等の情報が開示されることとなり、実施機関の行う措置請求事務の性質上、実施機関の正確な事実の把握を困難にし、措置請求に係る調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第17条第6号イに該当するため、実施機関の決定は結論において妥当である。

また、審査請求人は当該情報について部分開示を求めているが、行政文書の量や件名の情報も同号イに該当すると認められるため、部分開示の余地はない。

(8) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
-------	---------

令和 3年 2月24日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和 3年 2月26日	反論書の写しの受理
令和 5年 2月20日	審議（令和4年度第8回第2部会）
令和 5年 3月16日	審議（令和4年度第9回第2部会）
令和 5年 4月24日	審議（令和5年度第1回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

別表

本件文書 番号	行政文書の件名	不開示情報
1	措置整理票	対象行政書士の住所
		請求の内容(概要)
		立入検査実施日及び てん末の一部(1頁から2 頁)
3	措置請求に対する上申書(2)の受領について	伺い中の記載の一部
4	同(3)の受領について	
5	同(4)の受領について	
6	同(5)の受領について	
7	同(6)の受領について	
8	同意見書の受領について	
11	行政書士法第14条の3第2項の規定による 調査の結果について(案件〇〇)	措置請求に係る検討項目 部分(5頁から8頁)
12	対象行政書士に対する具体的な調査内容 等に係る文書一式	全て